

## 三瀬地区ふるさと創生基金活用の関係資料集

- 佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金条例 … 1
- 佐賀市補助金等交付規則 … 2～4
- 佐賀市三瀬村人材育成事業協会補助金交付要綱 … 5
- 「ふるさと創生基金の活用」について … 6
- 佐賀市三瀬村ふるさと創生人材育成事業協会規約 … 7、8
- 三瀬旗少年剣道大会補助金交付要綱 … 9
- 佐賀市三瀬地区ふるさと創生事業助成金交付要綱 … 10～12
- 「佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金」の活用について(答申) … 13
- 過疎地域6次産業化施設整備支援事業費補助金交付要綱 … 14～16
- 平成26年度佐賀市観光事業補助金交付要綱 … 17
- 三瀬地区ふるさと創生基金活用状況及び平成27年度予算要求の状況について  
H27.1.20 審議会 報告資料1 … 18、19
- 三瀬地区ふるさと創生事業助成金交付要綱に基づく各年度の基金活用額集計表  
H27.1.20 審議会 報告資料2 … 20、21

○ 佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金条例

平成 17 年 10 月 1 日  
条例第 84 号

(設置)

第 1 条 次に掲げる事業を実施し、もって合併前の三瀬村の区域（以下「三瀬地区」という。）のより豊かな地域づくりに資するため、佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 三瀬地区の発展の基礎となる人材を育成する事業
  - (2) 三瀬地区の住民の国際感覚を高揚させることを目的とする事業
  - (3) 三瀬地区の住民が広く利用できる公共施設等を整備する事業
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、三瀬地区の地域振興に寄与する事業
- (管理)

第 2 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 3 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上してこの基金に編入する。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 5 条 市長は、この基金の目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三瀬村ふるさと創生基金条例（平成元年三瀬村条例第 3 号）の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

○佐賀市補助金等交付規則

平成17年10月1日

規則第64号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、市長が別に定めるものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金等交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等を交付することが不適当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業等の変更)

第8条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業等変更申請書(様式第3号)に第3条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
  - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
  - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、補助金等交付変更通知書(様式第4号)により交付決定の内容を変更することができる。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(遂行状況の調査等)

第10条 市長は、補助事業者等に対し必要に応じ、補助事業等の遂行状況の調査をし、又は報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、30日以内に補助事業等実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第14条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付するものとする。ただし、市長が補助事業等の性質上適当と認めるときは、補助金等の全部又は一部を概算又は前金で交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(補助金等の返還)

第16条 前条の場合において、市長は、当該取消しの部分に関し既に補助金等を交付しているときは、補助金等返還命令書(様式第8号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。補助金等の額の確定後、既にその額を超える補助金等を交付しているときも、同様とする。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納入したとき、並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りでない。

(様式の特例)

第 18 条 市長は、この規則に定める様式により難い事情があると特に認めるときは、これを変更することができる。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市補助金等交付規則(平成 6 年佐賀市規則第 4 号)、諸富町補助金等交付規則(平成 2 年諸富町規則第 7 号)、大和町補助金交付規則(昭和 43 年大和町規則第 16 号)、富士町補助金等交付規則(昭和 43 年富士町規則第 13 号)又は三瀬村補助金等交付規則(平成 6 年三瀬村規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

3 川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日の前日までに、編入前の川副町補助金等交付規則(平成元年川副町規則第 10 号)、東与賀町補助金等交付規則(昭和 56 年東与賀町規則第 1 号)又は久保田町補助金等交付規則(昭和 58 年久保田町規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 19 規則 85・追加)

附 則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 85 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

## 佐賀市三瀬村人材育成事業協会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市三瀬村人材育成事業協会（以下「協会」という。）に対する補助金の交付について、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、協会が規約に定める事業に要する経費とし、補助の額は予算の範囲内で市長が別に定める。

### (申請書)

第3条 協会は、補助金の交付を申請するときは、申請書に規則第3条に定める書類を添付しなければならない。

### (交付の条件)

第4条 市長は、補助金を交付するにあたっては、次の各号に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 事業内容の変更又は事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ会計年度終了後5年間保管しなければならない。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

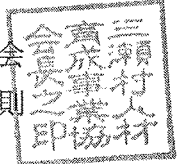
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。



佐市三人協第8号  
平成23年7月19日

三瀬村地域審議会  
会長 藤野兼治 様

佐賀市三瀬村ふるさと創生人材育成事業協会  
会長 杠和 則



「ふるさと創生基金の活用」について

平成23年7月1日付けで依頼のあった標記の件について、今後の事業のあり方、考え方は下記のとおりです。

記

1. 今後の事業のあり方等

人材育成協会としては、フランスクサク村との交流事業を20年以上継続してきている。現在は訪問団員の経験者が三瀬・クサク友好親善委員会のメンバーとなり、クサク村訪問団の受入れの際に、企画等に参画し、一層の友好親善に協力いただいている。これらの人材の育成とクサク村長ドミニク氏の意向を尊重し、今後も子供たちだけの交流のみならず、20年の経過を期に大人の交流をふくめて、芸術文化・経済的な交流へ更に発展させていきたい。

予算については受入の際250万円、クサク村訪問の際は500万円の事業費で行っているが、今後も同様規模での交流事業を継続したい。

人材育成はソフト事業ですぐ目に見える成果を上げることは厳しいが、ひいては将来地域のリーダーとなりうる人材がこの訪問交流を通じて、育成されることを期待して事業推進したい。

協会としては、今後20年後を目途に継続を前提とした見直しを見据えて交流を深めていきたい。

(問合せ先)

佐賀市三瀬支所 市民サービス課内

ふるさと創生人材育成事業協会事務 TEL56-2111(代)

## 佐賀市三瀬村ふるさと創生人材育成事業協会規約

(総則)

第1条 激動する社会国際情勢のなか、あらゆる分野で活躍できる人材を育成していくことは、地方行政に与えられた重要な課題である。このため、地域住民の意識の高揚を図り、佐賀市三瀬村の発展に深く寄与する人材を育成することを目的として「佐賀市三瀬村ふるさと創生人材育成事業協会」(以下「協会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 佐賀市三瀬村民の海外派遣研修事業
- (2) 文化事業の開催および各種セミナー
- (3) その他人材を育成するため必要な事業

(役員)

第3条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は理事の互選により選出する。

3 会長は会務を総理し、協会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

5 監事は協会の経理を監査する。

6 理事は、佐賀市三瀬支所管内の次に掲げる団体の役職にあるものをもって充てる。

- (1) 自治会長会 1名
- (2) 婦人会 1名
- (3) PTA 1名
- (4) 高校生父兄会 1名
- (5) 三瀬小学校 1名
- (6) 三瀬中学校 1名
- (7) 三瀬保育園 1名
- (8) 老人クラブ 1名
- (9) 三瀬・クサック友好親善委員会 1名
- (10) 佐賀市三瀬支所 1名

7 前項に掲げるもののほか学識経験者3名以内を理事とすることができる。

(役員任期)

第4条 役員任期は2年とする。ただし、役員が欠けた場合は、前任者の残任期間とする。

2 前条第7項第1号から第10号に掲げる団体の役職にある理事が当該団体の任期満了等により欠けた場合は、当該団体が指定する者をその後任に充てる。

(理事会)

第5条 協会は、随時理事会を開催し、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) その他事業に関する重要な事項。



(会議)

第6条 理事会は、会長が招集する。

2 会議の議長は会長をもって充てる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計)

第7条 協会の経費は、佐賀市の補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第8条 協会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 協会の事務局は、佐賀市三瀬支所市民サービス課に置き、課の職員が事務に従事する。

2 事務局長は、担当課長をもって充てる。

3 事務局長に事故あるときは、事務局長があらかじめ指定する職員がその事務を行う。

附 則

この規約は、平成29年9月25日から施行する。なお、この規約に定めるものの外、協会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 (平成8年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年一部改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 三瀬旗少年剣道大会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 佐賀市は、佐賀市内の小・中学生が参加する三瀬旗少年剣道大会が開催されることにより、三瀬の歴史を学び、スポーツに対する関心を深め、次世代を担う小・中学生の健全育成及び武道を通じて相互の親睦と技術の向上を図ることを目的として、三瀬旗少年剣道大会に要する経費の一部を補助金として交付することについて佐賀市補助金交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象経費)

第2条 補助の対象となる大会は、三瀬旗少年剣道大会とし、補助対象経費は大会に要する経費とする。

### (補助金の額及び交付)

第3条 この補助金の額は、予算の範囲内とし、概算払いにより交付する。

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

## 佐賀市三瀬地区ふるさと創生事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金条例（平成17年佐賀市条例第84号。以下「条例」という。）第1条に基づく事業の推進を図り、予算の範囲内において、助成金を交付するため、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、三瀬地区内に活動の拠点若しくは住所を有し、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 住民自治組織
- (2) ボランティア及びNPO団体
- (3) 福祉、環境、教育文化及びスポーツ関係団体
- (4) 産業振興及び観光関係団体
- (5) 所属団体から推薦された者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (対象事業及び助成額)

第3条 助成対象事業及び助成額は、別表に定めるとおりとする。ただし、特定の政治・宗教又は営利活動を主目的とする事業、公序良俗に反する恐れがあると認められる事業は除く。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に定める助成金交付申請書の提出があったときは、「佐賀市三瀬地区ふるさと創生事業審査委員会」の意見を聴取し、助成金の交付を決定する。

### (事業審査委員会)

第6条 申請された事業について、その内容を審査するために「佐賀市三瀬地区ふるさと創生事業審査委員会」を設置する。

2 「佐賀市三瀬地区ふるさと創生事業審査委員会」に関し必要な事項は別に定める。

### (事業計画の変更)

第7条 第4条の規定により助成金の交付を申請した団体等が申請内容を変更する場合は、市長に変更交付申請書（様式第3号）を提出し、変更の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更は除くものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、助成金交付変更通知書（様式第4号）により交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告）

第8条 助成金の交付決定を受けた団体等は、事業完了後30日以内に実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告の提出があった場合は、その内容を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第10条 助成金の交付の決定を受けた団体等は、助成金（概算払）の請求をしようとする場合は、助成金（概算払）請求書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し又は返還）

第11条 市長は、助成金の決定又は助成金の交付を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

（1）助成金交付申請書又は実績報告書に虚偽の記載があったとき。

（2）助成金交付決定の内容又はこれにより付した条件が、この要綱に違反したとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

助成金対象事業	助成率	助成額及び限度額
<p>1. 人材育成事業 豊かな人間形成、地域づくり、産業の育成、国際化等に資するための研修事業</p>	<p>事業費の 80% 以内</p>	<p>50 万円以内</p>
<p>2. 地域・産業活性化事業 地域及び地域産業の活性化に寄与する各種イベント、物産展、講演会等</p>	<p>事業費の 90% 以内</p>	<p>500 万円以内 ただし、収入が見込まれる場合は、その額を差引く</p>
<p>3. 活力ある地域づくり事業 単位自治会の特色を活かした独自の取り組みで、地域の活性化に寄与すると認められる事業</p>	<p>事業実施のために真に必要な経費</p>	<p>1 単位自治会当たり 1,000 万円以内</p>
<p>4. コミュニティ助成事業 単位自治会が管理する集会施設及びその他の施設等における設備等の整備に関する事業</p>	<p>事業費の 90% 以内</p>	
<p>5. その他 市長が、地域振興のために特に必要と認めた事業</p>	<p>その都度市長が定める</p>	<p>その都度市長が定める</p>

別記（第7条関係）

軽微な変更とは、次に記載する変更以外の変更とする。

- 1 事業主体の変更（代表者の変更を除く）
- 2 補助金額の変更
- 3 その他、市長が軽微ではないと認める事業内容の変更

平成23年8月17日

佐賀市長 秀島敏行様

三瀬地域審議会

会長 藤野兼治



「佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金」の活用について（答申）

平成23年6月2日付け佐市総政第44号で諮問された、佐賀市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度事業計画）における過疎対策事業への「佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金」の活用について、当審議会では慎重に議論を重ねた結果、下記のとおり答申します。

#### 記

三瀬地域の過疎対策事業のうち、ソフト事業である直売所・加工所整備補助事業の実施については、「佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金」の活用を承諾する。

なお、基金からの補助率や補助額等については、佐賀市の判断に委ねる。

また、ハード事業である大谷地区の農業生産基盤整備事業（圃場整備）についても個人負担の軽減に係る分については、「佐賀市三瀬地区ふるさと創生基金」の活用を承諾する。ただし、実施にあたっては地権者等に対しては誠意を持って対応することを望む。

## 過疎地域6次産業化施設整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市過疎地域自立促進計画に基づき、農業所得の向上を目的とした6次産業化の取り組みを実施するにあたり、必要な経費を予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則(平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助の対象者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 農業者3戸以上が主たる構成員又は出資者であり、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると思われる法人その他の団体(法人格のない団体であっては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)並びにこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。

(2) 構成員に1戸以上の農業者を含む法人その他の団体であって、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する見込みがあるもの。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、佐賀市過疎地域自立促進計画において、過疎地域自立促進特別事業とされている加工施設の整備事業であって、国庫補助事業の対象となったものとする。

(補助の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、様式第1号による

ものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

（補助金の交付条件）

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則、この要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 規則第17条本文の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (5) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又は実施主体が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（実施主体の責に帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

（契約等）

第7条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、様式第2号によるものとする。

- 2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。



- 3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（財産の管理及び処分の制限）

第9条 実施主体は、交付事業により取得した財産については、様式第4号の財産管理台帳によりその管理状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 規則第17条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。
- 3 実施主体が補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合にあつて、かつ、その内容が補助金等交付申請書に具体的に記載してある場合は、規則第17条に基づき市長の承認を受けたものとする。
- 4 規則第17条に規定する財産は、それぞれ1件当たりの取得価額が50万円以上の機械器具等とする。

（その他）

第9条 本事業の実施について、この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から施行する。

#### 別表

助 対 象 経 費	補 助 率
事業実施主体が農産物等の加工のために必要な施設の整備に要する経費	補助対象事業費の25/100以内 （上限額 5,000万円）  ただし、地域審議会の上承を得て、ふるさと創生基金を繰り入れて充当する場合は、上記割合に加算するものとする。

注1：補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。

## 平成26年度佐賀市観光事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体がまつり、イベント等の観光事業を行うことにより本市の観光の発展に寄与する場合、当該団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して佐賀市補助金等交付規則(平成17年佐賀市規則第64号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助金額)

第2条 補助金交付の対象及び補助金額は、別表で定めるとおりとする。

(書類の保存等)

第3条 補助事業者は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿類を整備し、かつ、これを事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 三瀬地区ふるさと創生基金活用状況及び 平成 27 年度予算要求の状況について

### 【基金管理】

平成 25 年度末基金残高 326,878,995 円 (平成 26 年 3 月末)

- ・ 平成 26 年度事業活用予定額 約 4,093 万円
- ・ 平成 27 年度事業の要望額 約 2,962 万円

### 【基金活用の事業】

#### 1. 三瀬村人材育成事業協会クサク村との交流事業

(佐賀市三瀬村人材育成事業協会補助金交付要綱：国際交流室)

##### 平成 26 年度事業

中学生のクサク村への訪問、ホームステイ

- ・ 期日：平成 26 年 8 月 24 日～8 月 31 日
- ・ 訪問団：中学生 12 人＋随員 3 人
- ・ 隔年分補助金 500 万円

三瀬村・クサク村姉妹村締結 25 周年記念成人派遣交流事業（新規）

- ・ 期日：平成 26 年 11 月 13 日～11 月 19 日
- ・ 派遣団：成人 15 人＋添乗員 1 人
- ・ 補助金 500 万円

##### 平成 27 年度事業

クサク村中学生訪問団受入れ、交流事業等

- ・ 時期等：平成 27 年 8 月上旬、15 人程度
- ・ 隔年分補助金 250 万円

※ 別途、新規事業の要望あり。

#### 2. 三瀬旗少年剣道大会の開催

(三瀬旗少年剣道大会補助金交付要綱：スポーツ振興課)

##### 平成 26 年度第 2 回大会

- ・ 期日：平成 26 年 9 月 27 日（土）～28 日（日）
- ・ 場所：三瀬校体育館、三瀬勤労者体育館
- ・ 参加チーム：（小学校団体）低学年 48 チーム、高学年 48 チーム  
（中学校団体）男子 48 チーム、女子 48 チーム
- ・ 補助金：80 万円

##### 平成 27 年度第 3 回大会

- ・ 期日：平成 27 年 9 月 26 日（土）～27 日（日）

- ・ 場所：三瀬校体育館、三瀬勤労者体育館
- ・ 内容等：同規模で計画される予定です。補助金要望額：80万円

### 3. 佐賀市三瀬地区ふるさと創生事業（※事業審査委員会）

（佐賀市三瀬地区ふるさと創生事業助成金交付要綱：協働推進課）

平成26年度までの各年度の基金活用額集計表（別紙：報告資料2）

- ・ 6単位自治会、2団体 …活用見込額 約3,013万円

平成27年度事業助成金要望一覧表（別紙：報告資料3）

- ・ 7単位自治会、2団体 …補助金要望額 約2,432万円

### 4. 過疎対策事業へのふるさと創生基金の活用

（過疎地域6次産業化施設整備支援事業費補助金交付要綱：農業振興課）

平成26年度実績なし、27年度事業要望なし

### 5. 新規要望事業

#### （1）三瀬村人材育成事業協会クサク村との交流事業

三瀬村・クサク村姉妹村締結25周年記念成人派遣交流事業

- ・ 期日：平成27年11月中旬
- ・ 内容：成人訪問団の受入れ
- ・ 補助金100万円を要望

#### （2）三瀬村田舎と都市のふれあい祭り

ふれあい祭り開催費の助成

- ・ 期日：平成27年10月下旬
- ・ 内容：会場設営費のうち、仮設テントの設営撤去費、机椅子等のリース料等
- ・ 補助金100万円を要望（その他に市の補助金155万円）

# 三瀬地区ふるさと創生事業助成金交付要綱に基づく各年度の基金活用額集計表

H27.1.20審議会報告資料2

(単位:円)

自治会名	助成区分	24年度実績	25年度実績	26年度実績見込	27年度要望額	合計	事業の内容等	1000万円残額
第1区	3. 活力ある						4. 太陽光発電設備、井戸掘削・配管接続	
	4. コミュニティ		5,559,000	2,459,000	548,000	8,566,000	公民館改修(ハリアリー化、トイレ改修、合併浄化槽設置)	
	計	0	5,559,000	2,459,000	548,000	8,566,000	公民館周辺舗装工事、(H27要望)公民館空調設備	1,434,000
第2区	3. 活力ある						4. 太陽光発電設備、カーポート設置、公民館空調設備	
	4. コミュニティ			7,720,000		7,720,000		
	計	0	0	7,720,000	0	7,720,000		2,280,000
宿	3. 活力ある		806,105			806,105	3. 緊急通報システム、地域食文化伝承視察研修	
	4. コミュニティ		7,019,895			7,019,895	4. 太陽光発電設備、モジュール増設用架台設置	
	計	0	7,826,000	0	0	7,826,000		2,174,000
山中	3. 活力ある						4. 太陽光発電設備、待合所設置	
	4. コミュニティ			7,963,000		7,963,000	公民館改修(トイレ改修、合併浄化槽設置)	
	計	0	0	7,963,000	0	7,963,000		2,037,000
第5区	3. 活力ある						4. 太陽光発電設備	
	4. コミュニティ			3,890,000	1,569,000	5,459,000	(H27要望)公民館改修(ハリアリー化、トイレ改修、合併浄化槽設置)	
	計	0	0	3,890,000	1,569,000	5,459,000		4,541,000
井手野	3. 活力ある						4. (H27要望)小水力発電設備	
	4. コミュニティ				10,000,000	10,000,000		
	計	0	0	0	10,000,000	10,000,000		0
中鶴	3. 活力ある		2,226,692		1,968,000	4,194,692	3. 味噌加工研修、地域交流事業視察研修、事務室造作	
	4. コミュニティ		4,229,308	1,576,000		5,805,308	4. 太陽光発電設備、井戸掘削・配管接続、公民館改修	
	計	0	6,456,000	1,576,000	1,968,000	10,000,000	3. (H27要望)農産加工機械・器具整備	0
平松	3. 活力ある						4. 太陽光発電設備	
	4. コミュニティ			4,881,000		4,881,000		
	計	0	0	4,881,000	0	4,881,000		5,119,000
第9区	3. 活力ある						4. (H27要望)	
	4. コミュニティ				1,619,000	1,619,000	公民館改修(トイレ改修、合併浄化槽設置、空調設備)	
	計	0	0	0	1,619,000	1,619,000		8,381,000

自治会名	助成区分	24年度実績	25年度実績	26年度実績見込	27年度要望額	合計	事業の内容等	1000万円残額
池田	3. 活力ある						4. 太陽光発電設備、夜間照明灯設置	
	4. コミュニティ		3,648,000			3,648,000		
	計	0	3,648,000	0	0	3,648,000		6,352,000
詰瀬	3. 活力ある						4. 太陽光発電設備、井戸掘削・配管接続	
	4. コミュニティ		6,388,000		3,612,000	10,000,000	公民館改修(トイレ改修、合併浄化槽設置)	
	計	0	6,388,000	0	3,612,000	10,000,000	(H27要望)太陽光発電設備増設、公民館倉庫設置	0
第12区	3. 活力ある						4. (H27要望)太陽光発電設備	
	4. コミュニティ				4,401,000	4,401,000		
	計	0	0	0	4,401,000	4,401,000		5,599,000
第13区	3. 活力ある		6,836,550			6,836,550	3. 農産加工施設(加工所建設、機械器具設備一式)	
	4. コミュニティ		3,163,450			3,163,450	合併浄化槽設置	
	計	0	10,000,000	0	0	10,000,000	4. 太陽光発電設備、公民館改修(トイレ改修)	0
松尾薊佐古	3. 活力ある							
	4. コミュニティ					0		
	計	0	0	0	0	0		10,000,000
第15区	3. 活力ある							
	4. コミュニティ					0		
	計	0	0	0	0	0		10,000,000
小計(自治会)		0	39,877,000	28,489,000	23,717,000	92,083,000		57,917,000
果樹協議会	1. 研修事業	405,000				405,000	馬路村の柚子視察研修	
三瀬寄席	2. イベント事業		155,000	139,000	148,000	442,000	落語会の開催	
ふれあい祭り	2. イベント事業			1,500,000		1,500,000	30周年記念事業の開催	
三瀬むらんど	2. イベント事業				450,000	450,000	(H27要望)三瀬村夏祭りの開催	
小計(その他)		405,000	155,000	1,639,000	598,000	2,797,000		
合計		405,000	40,032,000	30,128,000	24,315,000	94,880,000		